



## スイスの仲裁条項

**柔軟な枠組み:** スイス法は親仲裁的に作られており、手続の整合性と当事者の合理的な期待を保護しつつも、仲裁合意の有効性を広く認めています。

**仲裁合意の形式:** コストが高く、予測不能な管轄についての紛争を避けるために、仲裁合意は書面（すなわち、文字によって証明されうる全ての意思伝達手段（**スイス国際私法に関する法律（PILA）178条1項**））によらなくてはなりません。署名は不要で、口頭合意と両当事者の確認書によっても形式要件は充足されます。

**仲裁合意の有効性:** (i)当事者が選択した仲裁合意にかかる法、(ii)紛争の対象（特に主たる契約）が準拠する法又は(iii)仲裁地法としてのスイス法のいずれかに適合していれば、仲裁合意は既に有効です（**PILA178条2項**）。スイス法の下では、下記が適用されます。

**必要な要素:** 仲裁廷に紛争解決を委ねるという両当事者の合意と仲裁合意の対象となる紛争又は法的関係の範囲の記載が仲裁合意には含まれなくてはなりません。

**任意的な要素:** 特定の仲裁機関の仲裁規則に言及しない場合には、実務的には、(i)仲裁地、(ii)仲裁人の数及び選任方法並びに(iii)仲裁言語などの多くの追加的要素が仲裁合意には含まれるべきです。

**仲裁合意の解釈:** スイス法の下では、二段階方式が採られます。その主たる目的は当事者共通の実際の意図を判断することにあります（主観的解釈）。当事者双方の仲裁合意の際の意図が事実から明らかでない場合には、信義則に従い、意思表示の受領者がどのように理解し又は理解すべきであったのかという観点から当事者の意図が推測されます（客観的解釈）。客観的解釈の文脈では、下記の解釈指針が使用されます。確立された判例法によると、仲裁合意の締結を簡単に受け止めてはならないとされています。したがって、仲裁合意が締結されたか否かの判断は制限的に解釈されます。しかしながら、ひとたび当事者が国家の裁判管轄を離れる意図を有していたと判断されると、仲裁廷が、契約上の請求でなくとも契約に関連する請求も含む広い管轄を有するという当事者の意図が推認されることとなります。

**仲裁合意の第三者への拡張:** 仲裁合意の当事者のみが仲裁合意に拘束されるというのが原則です。しかしながら、このルールにはいくつかの例外があります。仲裁合意は、包括承継や債権譲渡による承継人も拘束します。加えて、第三者が仲裁合意を含む契約の当事者となる意図があったと仲裁合意の拡張を主張する当事者が信じることに合理的な理由があるといえる態様で、当該第三者が主たる契約の締結や履行に関与していた場合、仲裁合意は当該第三者に拡張される可能性があります。

**仲裁合意の独立性:** 仲裁合意は他の契約条項から独立しており、契約の解除後も存続するため、当事者は紛争解決条項を信頼することができます。